

田川市教育委員会の権限に属する事務に関する行事等の共催及び後援の承諾  
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、展覧会、講演会、研修会、競技会その他の行事（以下「行事等」という。）の主催者から田川市教育委員会（以下「委員会」という。）に、行事等の共催又は後援の申請があった場合における諾否の決定基準、事務手続等必要な事項を定めるものとする。

(運用)

第2条 共催及び後援の承諾に当たっては、申請があった行事等がこの要綱に定める基準に適合するかどうかを審査し、適正にその事務を処理しなければならない。

(共催の承諾基準)

第3条 共催は、行事等の内容が次の各号に掲げる条件を満たす場合で、かつ、委員会が共同で主催する必要があると認められる場合に、これを承諾するものとする。

(1) 主催者が次に掲げるいずれかに該当するとき

- ア 国、地方公共団体若しくはその機関又はこれらに準ずる団体
- イ 学校又は学校の連合体
- ウ 公益法人（宗教法人を除く）又は社会教育関係団体
- エ 市民の自発的な意思に基づき、かつ、公益的な活動を行う非営利団体

(2) 行事等の内容が次に掲げるすべての条件を満たすとき

- ア 公益性 行事等の内容が、本市の教育（教育、学術、文化、スポーツ等をいう。以下同じ。）の振興にとって積極的意義が認められ、公共性の高いものであること。
- イ 政治性 特定の政治活動でないもの
- ウ 宗教性 特定の宗教活動でないもの
- エ 営利性 専ら営利を目的としないもの
- オ 費用の徴収 参加者から徴収する費用が社会通念上適正であること。
- カ 地域性 行事等の対象が市下全域に及んでいること。
- キ 対象者 多数の者を対象としていること。
- ク 安全性 参加者の健康、安全等について十分な配慮がなされていること。
- ケ 運営方法 行事等を運営する体制及び明確な計画を有し、かつ、確実に遂行できるものであること。

コ その他 法令、規則等に違反しないものであること。

(3) 市において補助金等を支出する等経費の一部を負担しているとき又は委員会の職員が公務上において、当該行事等の企画運営に参加しているとき。

2 前項各号に掲げる条件を満たさない場合であっても、委員会が行事等の趣旨を勘案し、特に必要と認めるときは、共催することができる。

(後援の承諾基準)

第4条 後援は、行事等の内容が前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を満たす場合で、かつ、委員会が後援をすることにより、本市の教育の振興により一層の効果が生じると認められる場合に、これを承諾するものとする。

2 前項の承諾要件に該当しない場合であっても、委員会が行事等の趣旨を勘案し、特に必要と認めるときは、後援することができる。

(申請)

第5条 共催又は後援を申請しようとする者は、委員会に行事等に係る事業計画書、収支予算書等事業内容を明らかにする書類を添えて、共催後援申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 共催又は後援を申請した者(以下「申請者」という。)は、前項の申請書の提出後に行事等の事業内容の変更等が生じた場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

(審査及び決定の通知)

第6条 委員会は、前条の申請があったときは、共催・後援承諾基準審査書(様式第2号)を用い、速やかに審査し、共催又は後援をする旨又はしない旨の決定を行い、共催後援通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、申請者に行事等の終了後に行事等実績報告書(様式第4号)を提出させることができる。この場合において、参加者から費用を徴収する行事等にあつては併せて収支決算書等の提出を求めることができる。

(台帳の管理)

第8条 共催及び後援の承諾に関する事務の処理については、各課において共催後援台帳(様式第5号)により管理するものとする。

(承諾の取消)

第9条 委員会は、共催及び後援の決定をした後、行事等の事業内容の変更等により共催

及び後援が不相当と認められる場合には、その決定を取り消すことができる。

(事務の処理)

第10条 共催及び後援の承諾に関する事務は、委員会の事務局のうち行事等に最も関係が深い課で処理するものとする。この場合において、他の課に関係があると認めたときは、当該関係課に対し、合議をするものとする。

2 共催及び後援の承諾に関する事務を処理するに当たり、軽易かつ定例的な行事等は課長決裁、重要な行事等については部長又は教育長の決裁を受けるものとする。

(市長部局との調整)

第11条 市長部局にも同時に申請された事案については、関係する課等において相互に調整するものとする。

(共催後援審査委員会)

第12条 共催及び後援の審査に当たり、判断の難しい事項等について調査、審議するため、委員会の事務局に田川市教育委員会共催・後援審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(運用の細目)

第13条 この要綱の運用に関し必要な事項は、各課において細目を定めて事務の処理を行うことができる。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。